

# 広報よもぎた

蓬田村ホームページ

<http://www.net.pref.aomori.jp/yomogita/>

## 平成19年度成人式



新成人を祝う平成19年度成人式が8月14日(火)、ふるさと総合センターにおいて行われました。今年度大人の仲間入りをしたのは、昭和62年4月2日〜昭和63年4月1日生まれの40名。

新成人を代表して、坂本宣仁さんと細谷陽子さんが、これまでの周囲への感謝とこれからの決意を誓いの言葉として述べた後、成人の誓いを大宮亜由美さんと新成人全員で斉唱し、式を閉じました。



「誓いの言葉」を述べる細谷陽子さん

## 9月号

No. 412

平成19年9月発行 通巻412号

編集発行 蓬田村総務課企画財政班  
〒030-1211

青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田  
字汐越1-3

TEL 0174-27-2111

FAX 0174-27-3255

## 子ども会リーダー研修会



その後、懇親会が開かれ久しぶりの再会を懐かしんでいました。

7月26日(木)、村中央公民館主催の子ども会リーダー研修会が、1泊2日の日程でふるさと総合センターを主会場に行われ、各地区小学4年から中学2年ま



での27人が、リーダーとしての役割や心得について学びました。子どもたちは、テントの設営や炊事、ナイトウォークなどを行い、特に黒滝までのハイキングでは、とても暑かったためか滝に着いたとたん滝壺に入ったり、泳いだりしていました。また、蓬田漁港での魚釣り体験では、多くの魚を釣っている子どももいて、こどもたちは2日間の研修を有意義に終えました。

# お知らせ

## 情報局

### 雇用保険法が変わります！

#### 1 雇用保険の受給資格要件が変わります

○これまでの週所定労働時間による被保険者区分(短時間労働者以外の一般被保険者/短時間被保険者)をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。

○原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

旧・短時間労働者以外の一般被保険者  
↓6か月(各月14日以上)

・短時間労働被保険者  
(週所定労働時間20〜30時間未満)  
↓12か月(各月11日以上)

新 雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短に

かわかわらず、原則、満12か月(各月11日以上)の被保険者期間が必要となります。

※倒産・解雇等により離職された方は、6か月(各月11日以上)が必要。

#### 2 特例一時金の支給額が変わります

○特例一時金の支給額を基本手当日額の30日分とし、ただし当分の間は40日分となります。

○平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

旧 基本手当日額の50日分

#### 新 基本手当日額の40日分(当分の間)

#### 3 育児休業給付の給付率は50%に上がります

○給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げます。

○平成19年3月31日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

旧 休業期間中30%+職場復帰後6か月10%

#### 新 休業期間中30%+職場復帰後6か月20%

※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます。(平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用)

#### 4 教育訓練給付の要件・内容が変わります

○本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回限り「1年以上」に緩和します。

○また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。

○いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

旧 被保険者期間3年以上5年未満  
20%(上限10万円)  
被保険者期間5年以上(上限20万円)

#### 新 被保険者期間3年以上20%(上限10万円)

※初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能

詳しくは、青森労働局職業安定部(☎017-721-2000)又は、お近くのハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください。

### 表示登記無料相談会開催

日時：平成19年9月23日(日)  
午前10時〜午後3時30分

会場：青森市「アウガ5階 研修室」

「土地家屋調査士」は、表示に関する登記・筆界特定手続の専門家です。あなたにかわって登記及び筆界特定手続を代行いたします。土地の境界問題でお困りの方、その他の建物や土地の表示に関する登記・筆界特定手続などに関するご相談承ります。

なお、当日は電話による無料相談も行います。

お問い合わせ

青森県土地家屋調査士会

電話 017-722-3178

### 「公証制度について」

10月1日から7日は

「公証週間」です！

公証人は、国の一機関として、市民の生活や財産などの権利を守り、トラブルを未然に防ぐために活躍しています！

その主な業務は、以下のとおりです。  
○公正証書で契約書を作って大切な財産を守ります。

○公正証書で遺言を作って大切な人に

遺産を譲ります。

○公正証書で離婚契約書を作って子供の将来を守ります。

○任意後見契約書を作って老後に安心を作ります。

○定款認証で適法な会社を設立します。手数料は法廷されていますので安心してご利用いただけます。

公証事務に関する相談は無料です。いつでも気軽ににご相談ください。

青森公証人合同役場 青森市長島一丁目3番17号阿保歯科ビル4階

☎0177-7777-6696 (公証人桑原和敏)

☎0177-7776-8273 (公証人白根昇)

## 行方不明者の発見と身元不明者の身元確認にご協力を

警察では、捜索願が出された家出人について、全国の警察へ手配して捜索をお願いするとともに、交友関係あるいは就業関係など、発見するための手がかりとなる情報を求めております。

また、国内で発見され、未だ身元の確認されていない「ご遺体」の中に、家人が該当しないかなど身元の確認に努めています。

あなたの家族や知人で、行方がわからなくなっている方はいませんか？

警察では、自殺や不慮の事故などで死亡し、身元が確認できないままとなっている方の遺品などの写真を用意して、身元確認のご相談に応じています。

本年も、秋彼岸を含む9月21日(金)から30日(日)までを行方不明者等発見活動推進強化週間に指定し、推進することとなりましたが、その一環として家人捜索願出人に対しましては、封書による「行方不明者の音信等に関する追跡調査」を実施することとしております。ご協力お願い致します。

なお、行方不明者についてお心当たりのある方は、

外ヶ浜警察署 ☎0174-221-2211 (内線331) または、県警本部鑑識課 ☎0177-7231-4211 (内線4645, 4646)まで、お気軽にご相談ください。

ご相談の際には

◇ 行方不明者の写真

◇ 血液型、歯の治療状況(歯科で作成するデンタルチャート)

◇ 特徴(手術痕、火傷のあと、ほくろなど)

など参考となる資料をご持参して下さるようお願いいたします。

## 不動産取得税の軽減制度

不動産取得税は、土地や家屋の売買、贈与、交換などによる取得に対して課税される県の税金です。

住宅を新築したり、中古住宅を取得した場合等で、一定の要件に該当すると、申請により土地及び家屋に係る税額が軽減される制度があります。

詳しくは、東青地域県民局県税部課税第三課までお問い合わせください。

東青地域県民局 県税部 課税第三課  
電話 017(734)9973

## 地域ICT未来フェスタ

### 2007inあおもり

ICT(情報通信技術)に関する最新の

情報通信機器の展示・実演や、テレビ

でおなじみの明治大学の齋藤孝さん、数

学者の秋山仁さんらによる講演・トーク

ショー、青森県初となるプラネタリウム

『メガスター』上映やキャラクター

ショーなど、家族で楽しめるイベントで

すのでぜひご参加ください。

詳しくはフェスタホームページ

(<http://www.pref.aomori.lg.jp/ict2007/>)を

ご覧ください。

日時 平成19年10月12日(金) 14日(日)

場所 メイン会場：新青森県総合運動場公園「青い森アリーナ」 入場無料  
問い合わせ

地域ICT未来フェスタ2007inあおもり実行委員会事務局(青森県企画政策部情報システム課内)

電話 0177-734-9163  
URL <http://pref.aomori.lg.jp/ict2007/>

## カワラヨモギを知っている方は情報をお寄せください

カワラヨモギは、日本のヨモギの中で最も薬効に優れた種類で、主に漢方薬に使われています。

日本では、本州、四国、九州の河原などでの砂地に生育しています。

蓬田村地域活性化研究会(会長 坂本佐兵衛)は、村おこしの起爆剤になればと、取り組んでいるところです。

カワラヨモギに詳しい方や村に生育している所を知っている方は、情報をお寄せください。

連絡先 役場総務課企画財政班  
☎ 271-2111

